

○日本育英会寄付金事業実施規程施行細則

平成11年9月14日

達第987号

(作品の募集方法等)

第1条 日本育英会寄付金事業実施規程(以下「規程」という。)第2条第1号の論文等の作品(以下「作品」という。)の募集は、日本育英会の機関紙IKUEI(育英)及びインターネットのホームページ(以下「育英等」という。)に募集要項を掲載する等により行うものとする。

2 前項の募集要項には、応募に必要な募集条件を明記するものとする。

3 作品は、次のクラス別に募集するものとする。

(1) Aクラス 高等学校(中等教育学校後期課程等を含む)、高等専門学校(1～3年次生)及び専修学校(高等課程)の奨学生

(2) Bクラス 大学学部・専攻科、短期大学、高等専門学校(4・5年次生・専攻科)及び専修学校(専門課程)の奨学生

(3) Cクラス 大学院の奨学生

(表彰等)

第2条 規程第2条第1号の表彰は、表彰状及び奨励金の授与とする。

2 表彰は、原則として、会長が表彰状及び奨励金を授与する方法により行う。

3 表彰者の発表は、育英等に掲載する等により行うものとする。

4 表彰の種類並びにその人数及び奨励金の額等については、実施の都度、別に定める。

附 則

この施行細則は、平成11年9月14日から施行し、平成11年4月1日から適用する。